小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川　富　也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL　0894-24-3355
FAX　0894-24-2882

ビジネスレーダー

２０２３年夏季ボーナス 約４割の企業が増額支給

２０２３年の夏季ボーナスを増額した企業が37・4％に上ることが、帝国データバンクのアンケート調査で分かった。

従業員1人当たりの増減率は、２・４％プラス。ボーナスを増額する企業の中で、最も多かった増額率は「3～5％未満」。

夏季ボーナスが増額された背景としては、新型コロナによる影響が落ち着き、収益が回復したことや物価高騰による従業員の経済的負担を軽減するためなどがあげられる。

また、三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティングの調査によると、民間企業（事業所規模5人以上）で支給された夏のボーナス平均支給額は、１人当たり平均40万２７６円。前年比２・８％プラス、２年連続で増加する見込みとなっている。

価格転嫁サポート窓口を新設 中小企業庁、よろず支援拠点に

中小企業庁は、中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押しするため、全国に設置している「よろず支援拠点」に「価格転嫁サポート窓口」を新設した。

原材料価格やエネルギー、労務費が上昇する中、価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得などを通じ、発注側企業に適切に価格転嫁するための支援体制を強化することにした。

「よろず支援拠点」は、地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に対応するワンストップ相談窓口。経営コンサルティング、ＩＴ、知的財産などさまざまな分野の専門家が経営課題の相談に無料で対応している。

詳細は経済産業省ＨＰ
https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230710003/20230710003.html

ふるさと納税が過去最高 前年度比２割増、３年連続

総務省は、ふるさと納税制度による２０２２年度の寄付総額が、前年度比２割増の約９６５４億円で、３年連続で過去最高を更新したと発表した。寄付件数は前年度比２割増の約５１８４万件で、14年連続で過去最多を更新した。

自治体別の寄付受け入れ額トップは、前年度２位だった宮崎県都城市で約１９６億円を集めた。一方、ふるさと納税の影響で最も税収が減るのは横浜市で減収額は約２７２億円。

総務省は10月から返礼品競争の抑制に向け、これまで「隠れ経費」などと呼ばれてきた寄付の受領証発行費や、寄付者の確定申告を不要とする「ワンストップ特例制度」の事務費も経費に含む新ルールを適用する。

今月の経済用語

物流の「２０２４年問題」

働き方改革法によりドライバーの労働時間に上限が課されることで、物流に支障が生じる懸念がある。具体的には、２０２４年４月１日以降、ドライバーの時間外労働時間が年間９６０時間に制限されることで、１人の運転手が運べる荷物の量が減少し、物流が停滞する可能性がある。

ＥＣサイトが拡大し物流量が増加傾向にある中、労働時間や人手不足などの影響で物流が滞ると、宅配便をはじめ、部品を工場から工場に運ぶなど、企業間の配送にも影響が出る可能性がある。結果的に「モノが運べなくなる」「モノが作れなくなる」という事態が生じ、経済全体に悪影響が生じるリスクがある。

法律コーナー

営業秘密の侵害事件　摘発件数が過去最多

―背景に転職による人材の流動化

昨年1年間に全国の警察が摘発した企業情報の持ち出しなどの営業秘密侵害事件は、統計を取り始めた2013年以降で最多となったことが警察庁のまとめで分かりました。近年は増加傾向にあり、警察庁は摘発増加の背景に、転職が一般的になり、人材の流動化が進んだことがあるとみています。そこで今号では、転職と営業秘密の保護について取り上げます。

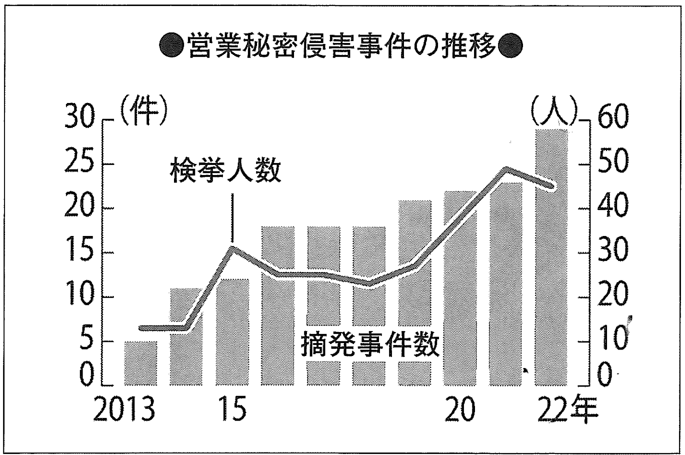

警察庁は「令和4年における生活経済事犯の検挙状況等」を発表しました。

それによると、営業秘密を不正に持ち出したとして、昨年1年間に全国の警察が不正競争防止法違反で摘発した事件は29件。年間摘発件数は毎年上がり続けており、昨年は、統計をとり始めた2013年以降で過去最多となりました。

逮捕・書類送検されたのは45人で、うち逮捕者は17人。書類送検された法人は1社で、大手回転ずしチェーンの運営会社。昨年9月に社長らが以前の勤務先の回転ずし事業に関するデータを持ち出したとして警視庁に逮捕され、運営会社も組織的にデータを利用したと判断されました。

■企業側の対策■

警察庁は、雇用の流動化で転職が増えていることが背景にあると分析しています。

厚生労働省の2022年版の労働経済白書によると、転職者数は20、21年は新型コロナの影響で減少したものの、過去最多の353万人だった19年まで9年連続で増加していました。それに伴って、転職時に前職の営業秘密を持ち出すというトラブルも増えており、企業においては営業秘密を保護するための方策が求められます。

企業としては、営業秘密が流出しないように注意を払うことはもちろん、仮に流出した場合に法律上の保護を受けられるように、不正競争防止法上の営業秘密の要件を満たすようにする必要があります。

具体的には、営業秘密に当たる情報について、「秘密であることを明示する」「特定の従業員以外は閲覧できないようにする」などの方法で管理することで、「秘密として管理されている」という要件を満たすようにしておく必要があります。

【秘密保持契約】

従業員が在職中や退職後に秘密情報を持ち出さないよう、秘密保持契約を締結させる必要があります。

一般的な労働契約書にも秘密保持条項が含まれている場合も多いのですが、従業員の認識不足による持ち出しが発生する可能性があります。

そこで、労働者に秘密保持義務を認識させるため、意識的に労働契約とは別に秘密保持契約を締結することが推奨されます。

【競業避止契約】

従業員が競業他社に就職した場合には、ノウハウなどの形のない情報を利用して顧客を奪われる可能性があります。

そこで、退職後に競業他社に就職してはならないという競業避止契約を締結する場合があります。

ただし、労働者には就職の自由や営業の自由があるため、競業避止義務はかなり限られた範囲でのみ認められます。このため、競業避止義務で営業の秘密を守ることには限界があります。

企業情報を不正に持ち出した者を不正競争防止法や秘密保持契約違反を根拠に訴える場合、客観的な証拠が必要不可欠です。情報が持ち出されてからの対処では間に合いません。普段から対策にどれだけ力を入れているかが、企業を情報漏えいから守るための最大の対応策といえるでしょう。

経営コーナー

最低賃金が大幅引き上げ 過去最大の平均4.3％増へ

■企業への影響と対応策■

厚生労働省の審議会は、今年度の最低賃金（時給ベース）の引き上げを過去最大の４・３％増、41円を目安として示しました。最低賃金の引き上げは、低賃金労働者の待遇改善につながる一方で、企業においては、人件費の負担増という大きな影響を受けます。そこで今号では、最低賃金の引き上げと企業の対策について取り上げます。

中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）は、２０２３年度の最低賃金（時給）について、物価上昇を踏まえ、引き上げ額の目安を全国加重平均で41円と決めました。目安通りに改定されれば、最低賃金の全国加重平均は初めて１０００円台に達し、現在の９６１円から１００２円となります。引き上げ額は昨年度の31円を上回り、上昇率（４・３％）とともに過去最高となりました。

最低賃金引き上げによる人件費の増大は企業にとって大きな負担となります。価格転嫁の推進をはじめ、働き方改革や生産性の向上、補助金の活用などを通じて、最低賃金引き上げに対応できる体制を検討する必要があります。

●最低賃金の確認方法●

最低賃金は１時間あたりの時給で定められています。したがって、月給制や日給制の場合には、時給に換算して確認します。

時給制	時給≧最低賃金額
日給制	日給÷１日の所定労働時間≧最低賃金額
月給制	月給÷１カ月の平均所定労働時間≧最低賃金額

■対象となる賃金■

最低賃金の確認は、時給制のパートやアルバイト従業員だけを対象としてしまいがちですが、日給制や月給制の従業員についても注意する必要があります。

最低賃金の対象となるのは、「毎月支払われる基本的な賃金」です。最低賃金を計算する場合には、実際に支払われる賃金から、以下の賃金を除外したものが対象となります。

・臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
・1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
・所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
・所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
・午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

■対策■

【価格転嫁の推進】

最低賃金の引き上げにより、人件費の負担が増大することはどうしても避けられません。原材料費やエネルギー価格の高騰により厳しい状況にある中小企業も多く、今回の引き上げに伴い、労務費を含めた価格転嫁の一層の推進が極めて重要といえます。

【残業時間の削減】

最低賃金が引き上げられると企業が支払うべき残業代も増加します。従業員の残業代を多く支払っているような企業では、残業時間の削減に取り組む工夫が必要です。

【ＩＴ化による業務改善】

ＩＴツールの導入により、業務の生産性を上げることができます。ＩＴ化で業務の自動化が進むと、社員が担当する業務に集中できて、業務負担の軽減や残業時間の削減が図れます。

【助成金の活用】

賃上げに取り組むことで活用できる助成金もあります。例えば、「業務改善助成金」は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）等を行った場合、その費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金の詳細は厚生労働省ＨＰをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001084037.pdf

税務

■国税庁■
電帳法における電子取引データの保存方法の確認を呼びかけ

電子帳簿保存法における「電子取引データの保存の義務化」については、令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」が令和5年12月末をもって廃止され、来年から義務化されます。その義務化を前に、国税庁では「電子取引データの保存方法」の確認を呼びかけています。

どのようなデータを保存？

令和6年1月1日以後に、申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある者が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

ただし、あくまでもデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。

なお、受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要がある点にも留意しましょう。

どのように保存するの？

電子データを保存するためには、①改ざん防止のための措置をとる必要、②「日付・金額・取引先」で検索できる必要、③ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要、があります。保存するファイル形式は問わないので、PDFに変換したものや、スクリーンショットでも問題ありません。

改ざん防止のための措置は、「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」といったシステム費用等をかけずに導入できる方法もあります。その他、「タイムスタンプを付与」、「訂正・削除の履歴が残るシステム等での授受・保存」といった方法もあります。

また、検索要件を満たすためには、専用のシステムを導入していなくても、「表計算ソフト等で索引簿を作成する方法」か「規則的なファイル名を付す方法」のいずれかの簡易な方法で対応することができます。

９月の税務と労務

―税　務―

★８月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
　納期限…９月11日

★７月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
　申告期限…10月２日

★１月，４月，７月，10月決算法人の３月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
　申告期限…10月２日

★法人・個人事業者の１月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
　申告期限…10月２日

★１月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
　申告期限…10月２日

★消費税の年税額が400万円超の１月，４月，10月決算法人の３月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
　申告期限…10月２日

★消費税の年税額が4,800万円超の６月、７月決算法人を除く法人・個人事業者の１月ごとの中間申告（５月決算法人は２ヵ月分）〈消費税・地方消費税〉
　申告期限…10月２日

―労　務―

★健保・厚保の保険料の納付
　納期限…10月２日

「三方よし」とSDGs

近江商人の経営哲学「三方よし」とは、「売り手よし、買い手よし、世間よし」のことで、「商売において売り手と買い手が満足するのはもちろん、社会に貢献できてこそ、よい商売といえる」という考え方です。▼相手が必要としているものを、良い品質と適正な価格で提供することで買い手が喜び、その商品が売れることによって売り手である企業も利益を得る。そして、企業市民として営業させてもらった地域にも貢献して、社会全体を良くしていく。

これが「三方よし」の経営理念です。▼この精神は現代ビジネスにおいて重視されている「ＳＤＧｓ」（持続可能な開発目標）の理念にも共通しています。まさに「三方よし」は、日本で古くから実践されてきた「ＳＤＧｓ」といえます。▼利益の追求はもちろん重要ですが、自社の都合だけでなく、顧客、従業員、取引先、さらには地域社会の発展を考えて行動することが、長い目でみれば、持続的な利益につながるのではないでしょうか。